

第 2 回 旧弘道館保存活用計画策定委員会

議事資料（案）

①	保存活用計画策定の進め方について	1
	1. 保存活用計画の検討内容	1
	2. 保存活用計画検討の進め方	8
②	保存活用計画の位置付けについて	12
	1. 上位・関連計画等計画等	12
	2. 上位・関連計画における「旧弘道館」の位置付け	13
	3. 計画策定に配慮すべき「旧弘道館」に関するその他の取組み等	14
③	本質的価値について	15
	1. 史跡等の本質的価値の考え方	15
	2. 弘道館の特徴	17
	3. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値(素案)	19

1 保存活用計画策定の進め方について

1. 保存活用計画の検討内容（案）

（1）構成（案）

「史跡等整備のてびき～保存と活用のために～」(史跡等整備の在り方に関する調査研究会，文化庁文化財部記念物課，平成16年3月)及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」(文化庁文化財部記念物課，平成27年3月) **参考資料1参照**を参考にした本保存活用計画の構成（案）は以下のとおり。今後，検討を進めていく中で，必要に応じて項目を再整理して，計画をとりまとめる。

特別史跡「旧弘道館」保存活用計画 構成（案）

項目	概要
1. 計画策定の沿革・目的	<ul style="list-style-type: none">・計画策定の背景・経緯・目的や，計画策定の検討経緯を記載する。・総合計画その他の計画（都市計画，まちづくり計画等）との関係を記述し，本計画の位置付けを明確にする。
2. 特別史跡「旧弘道館」の概要	<ul style="list-style-type: none">・指定に至る経緯や指定内容，土地所有，管理者等の「旧弘道館」の現在の状況を記述する。・これまでの調査成果として，弘道館及び弘道館に関連する内容（水戸藩，水戸学等）をはじめ，歴史的変遷，自然的環境，社会的環境等を記述する。
3. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値	<ul style="list-style-type: none">・指定説明に示された価値及び指定後の調査等によって明らかになった価値等を踏まえて，「旧弘道館」の本質的価値を明確にする。・「旧弘道館」を構成する諸要素の特定し，本質的価値との関係を明らかにする。
4. 課題の抽出	<ul style="list-style-type: none">・保存（保存管理），活用，整備，運営・体制に関する現状と保存活用を図っていくにあたっての課題を明確にする。
5. 保存活用の目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none">・「旧弘道館」の望ましい将来像について，保存（保存管理），活用，整備，運営・体制の視点で方向性を示す。
6. 保存(保存管理)	<ul style="list-style-type: none">・保存（保存管理）の方向性及び具体的な保存管理方法，現状変更等の取扱方針・取扱基準を示す。・「旧弘道館」の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の方法や，追加指定，公有地化についての進め方を示す。
7. 活用	<ul style="list-style-type: none">・来訪者が「旧弘道館」の価値を正確に知り，理解を深めるための活用の方向性及び学校教育・社会教育，地域の観光・まちづくり等における活用のための望ましい手法を示す。
8. 整備	<ul style="list-style-type: none">・保存のための整備（復旧（修理））や，活用のための整備（復元展示，案内・解説・展示，便益管理施設，周辺も含めた情報提供等）の方向性や手法を示す（構想レベル）。
9. 運営・体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・「旧弘道館」の保存や活用に必要な運営・体制として，組織内体制，関係機関・地域との連携体制の方向性や手法を示す。
10. 施策の実施計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none">・保存（保存管理），活用，整備，運営・体制に関して実施すべき施策の項目を定め，短期・中長期の実施スケジュールを示す。・短期については，オリンピック・パラリンピックに整備する具体的な内容を示す。
11. 経過観察	<ul style="list-style-type: none">・保存（保存管理），活用，整備，運営・体制に関して実施すべき内容の実現状況を把握するための経過観察の方向性や手法を示す。

(2) 各項目の検討概要(案)と検討課題

各項目で検討、記載する内容及び検討課題は以下のとおり。

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

- ・計画策定の背景・経緯を記述する。

(2) 計画の目的

- ・計画の目的として、特別史跡「旧弘道館」等の現状・課題等の概略を記述するとともに、それらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定をする旨を述べる。

(3) 委員会の設置・経緯

- ・計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述する。

(4) 他の計画との関係

- ・茨城県総合計画をはじめとする県の文化財、都市計画、観光に関する計画との関係を整理し、特別史跡「旧弘道館」保存活用計画の位置付けを明確にする。
- ・「旧弘道館」に関連する水戸市のまちづくり、景観、緑地、観光等に関する計画等を整理し、「旧弘道館」に求められている役割を明確にする。

(5) 計画の実施

- ・計画の実施・発効の日付を記述する。

2. 特別史跡「旧弘道館」の概要

(1) 指定に至る経緯

- ・指定に至る経緯や、指定から現在に至る経緯を記述する。

(2) 指定の状況

ア. 指定告示

- ・指定に係る告示の内容(名称・史跡の種類・指定年月日・指定基準)を示す。

イ. 指定説明文とその範囲

- ・指定説明文・指定範囲図等を示す。

ウ. 指定地の状況

- ・指定地の土地所有関係、管理者、公開の状況等を示す。

(3) 歴史的変遷と現況

ア. 弘道館の概要

- ・これまでの調査成果を基に、特別史跡「旧弘道館」の本質的価値に関わる内容を整理。水戸藩や水戸学等の関連する内容についても必要な範囲を整理する。

イ. 歴史的変遷

- ・これまでの調査成果を基に、弘道館の歴史的変遷を記述する。

ウ. 現況

- ・指定地及び周辺の施設等の現況や、法規制状況、土地利用等を記述する。

<検討課題>

■文化財調査による特別史跡指定地内の現状の把握

①今後実施していく必要がある調査の抽出

(指定地内で発生している地盤の陥没や漏水対策に向けた地下の状況把握等)
(長期的な整備を見越した発掘調査による遺構の状況把握等)

②旧弘道館跡地（特別史跡指定地外）の把握

(創建当時の範囲，規模〔54,000坪〕の検証，遺構の残存状況等)

3. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値

(1) 本質的価値の明示

- ・特別史跡「旧弘道館」の適切な保存活用の原点となる本質的価値について，指定説明文を基本にしつつ，指定当時から時間が経過しているため，指定後の調査・研究結果等を踏まえて再整理（検討）する。
- ・再整理にあたっては，現存する諸施設や遺構だけでなく，弘道館創設の思想や歴史的背景，意義等も踏まえて検討する。

(2) 構成要素の特定

- ・特別史跡指定地内及び周辺を構成する諸要素を特定し，各要素の現況を把握する。
- ・各要素の本質的価値との関係性を評価し，以下のように分類する。
 - ①本質的価値を構成する諸要素
 - ②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
 - ③指定地の周辺地域を構成する諸要素

<検討課題>

■保護のあり方（時代設定）と本質的価値の明確化

①本質的価値と保存の対象とする時代の設定

(藩校廃止以降の価値づけ，世界遺産登録推薦の取組み〔顕著な普遍的価値等〕との関係等)

②特別史跡を構成する構成要素の明確化と取扱の方向性を踏まえた分類

(テニスコート等の公園施設の取扱い等)

4. 課題の抽出

(1) 保存（保存管理）

- ・本質的価値を踏まえた保存（保存管理）上の課題を抽出する。
- ・指定地周辺の諸要素の概況についても，現状を把握し，課題を抽出する。

(2) 活用

- ・本質的価値を踏まえた活用上の課題を抽出する。
- ・指定地周辺の公開・活用についても現状や既定計画を把握し，課題を抽出する。

(3) 整備

- ・本質的価値を踏まえた整備上の課題を抽出する。
- ・指定地周辺についても現状や既定計画を把握し，課題を抽出する。

(4) 運営・体制の整備

- ・指定地内の管理・運営体制，周辺を含めた関係機関・組織との連携体制の現状を踏まえ，課題を抽出する。

5. 保存活用の目標と基本方針

- ・課題への対応の目標等を示し，特別史跡「旧弘道館」の望ましい将来像を検討する。
- ・以下の観点で保存活用の「基本方針」を検討する。
 - ①本質的価値に基づき特定した個別の諸要素の適切な保存（保存管理）の方向性・方法
 - ②本質的価値に負の影響を与えず，特別史跡「旧弘道館」の適切な保存を前提に，本質的価値の理解を深めることができるよう適切な活用の方向性・方法
 - ③本質的価値を確実に保存・継承し，顕在化できるよう適切な整備の方向性・方法
 - ④地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために，運営の方法及びそれらを進める上で効果的な体制

6. 保存(保存管理)

(1) 方向性

- ・特別史跡「旧弘道館」の保存活用の前提となる，保存（保存管理）の方向性を，「基本方針」に基づき検討する。

(2) 方法

ア. 保存管理の方法

- ・指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行い，地区ごとに総括的な保存（保存管理）の方針を定め，それらに基づき，各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存（保存管理）の具体的な手法を検討する。

イ. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

- ・法令に基づく申請・許可の内容を整理し，指定地内で想定される行為について，各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）の取扱方針及び具体的な取扱基準を検討する。
- ・現状変更等の許可を必要としない行為として，日常の維持管理として取扱う行為を検討する。

ウ. 周辺環境を構成する諸要素の保存・管理

- ・指定地の直近の周辺環境にあり，特別史跡等に影響を及ぼす可能性のある諸要素の保存管理の方向性（文化財保護法以外の法令・条例に基づく保護，関係機関連携による保存等）を検討する。

エ. 追加指定及び公有化（今後の検討内容を受けて，必要となった場合）

- ・指定地周辺の本質的価値を構成する諸要素に対する追加指定の進め方や，指定地の公有化の進め方を検討する。

<検討課題>

■本質的価値を守るための保存管理方法の明示

①地区区分や保存管理方法の設定

（本質的価値との関連性による地区区分と現在の利活用を考慮した地区区分等）

②現状変更等の取扱方針と基準の設定

（梅林等の樹木の取扱い，都市公園としての公園施設の取扱い等）

7. 活用

(1) 方向性

- ・特別史跡「旧弘道館」の適切な保存を前提に、本質的価値に負の影響を与えることなく、来訪者等が旧弘道館の本質的価値を正確に知り、理解を深めるための活用の方向性を「基本方針」に基づき検討する。

(2) 方法

ア. 指定地内の活用方法

- ・指定地内の公開方法について、現状を踏まえた望ましい姿として、有料開放区域と無料開放区域の一体的な活用が図れるように、以下の観点で活用方法を検討する。
 - ①公開
 - －有料開放区域と無料開放区域の一体的な活用を図るための公開方法（公開ルート等）
 - ②諸施設の設置
 - －特別史跡「旧弘道館」及び関連する史実等の情報提供方法（解説板、パンフレット等）
 - －特別史跡「旧弘道館」及び関連する史実等の展示方法（建造物の復元、建造物内の展示等）
 - －公開に必要な管理やサービス提供方法（案内板、管理施設、ガイダンス施設、便益施設等）
 - ③立案・宣伝
 - －特別史跡「旧弘道館」に関連する事項を体験する場としての活用方法（体験イベント等）
 - －特別史跡「旧弘道館」に関連する事項を学習する場としての活用方法（教材等）

イ. 指定地周辺との連携した活用方法の在り方

- ・まちづくり等との連携を図っていくために、以下の観点で活用の在り方を検討する。
 - ①学校教育・社会教育との連携の在り方（学校教育のカリキュラムや大学等の研究教育プログラムとの連携等）
 - ②地域における歴史文化を活かしたまちづくりや観光との連携の在り方（地域ネットワークルート、施設間の役割分担等）
 - ③地域を越えた広域的な関連施設等との連携の在り方（水戸徳川家関連、日本遺産関連、藩校関連等の県外も含めた連携）

<検討課題>

■周辺まちづくりとの連携

①公開のあり方

（有料開放区域と無料開放区域、周辺の旧弘道館跡地との連携や誘導を考慮した公開等）
（日本遺産としての広域連携、今後の増加が見込まれる海外からの来訪者への対応）

②観光振興・景観形成

（歴史まちづくりを進める水戸市の取組みとの調整・連携等）

8. 整備

保存活用計画において、本項については、整備の基本的な考え方として、方向性及び実現のための方法と進め方や必要な施策を検討し、計画策定後に、本計画の内容を受けた「整備基本計画」**参**
考資料1参照において具体的な整備内容を検討する。ただし、短期計画については、本計画で具体的な計画を策定する。

(1) 方向性

- ・特別史跡「旧弘道館」の適切な保存を前提に、本質的価値を確実に保存・継承し、顕在化していくことを目的に実施する、保存のための整備（復旧（修理））及び活用のための施設整備の方向性を「基本方針」に基づき検討する。

(2) 方法

ア. 保存のための整備

- ・保存のための整備に関わる以下の内容についての整備手法を検討する。
 - ①構成要素の保存に必要な整備（復旧（修理））
 - ②本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に必要な整備

イ. 活用のための施設整備

- ・活用のための施設整備に関わる以下の内容についての整備手法を検討する。
 - ①特別史跡における遺構の復元展示・表示等の技術的手法
 - ②案内・解説・展示に必要な施設の整備
 - ③公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）
 - ④便益や管理に必要な施設の整備（設置）
 - ⑤周辺との連携を視野に入れた情報提供に必要な整備

<検討課題>

■建造物の復元

- ①復元を目指す建造物の設定
(御台所〔現在は梅林〕等の復元されていない建造物の復元等)

9. 運営・体制の整備

(1) 方向性

- ・計画に定めた事項を実現するために必要な運営・体制の整備拡充の方向性を検討する。

(2) 方法

- ・以下の内容についての運営・体制の整備手法を検討する。
 - ①特別史跡の保存管理及び活用のための管理・運営の体制
 - ②地域のまちづくりや観光に寄与するための地域住民や関連機関・組織との連携体制
 - ③周辺文化財・施設や広域の関連文化財・施設との連携のための関連機関・組織との連携体制

<検討課題>

■関係機関との連携体制の調整

- ①国、県、神社等の所有者間の保存管理の連携体制
- ②水戸市との整備・活用の連携体制

10. 施策の実施計画の策定・実施

- ・計画で定めた方向性・方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、それらの段階的な進め方（短・中・長期）や期間等を検討する。

段階的な進め方の区分（案）

短期	旧弘道館の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために早期の着手が必要な整備等を、東京オリンピック・パラリンピック（平成32年（2020））までの、概ね3年以内に実施する短期整備として設定する。
中期・ 長期	目標像の実現に向けて、関連する施設や計画等との調整を行いつつ、中長期的な展望の下に実施していく整備等を、中期・長期整備として設定する。

11. 経過観察

（1）方向性

- ・計画内容の実現に向けて、特別史跡の保存（保存管理）状況や、活用、整備等の実施状況を把握するための経過観察の方向性を検討する。

（2）方法

- ・特別史跡の保存（保存管理）状況や、活用、整備等の実施状況を把握するために、指標を特定し、期間を含め経過観察の手法を検討する。

2. 保存活用計画検討の進め方

(1) 検討の進め方

本保存活用計画を平成 27～28 年度の 2 カ年で策定し、保存活用計画の内容を受けて平成 29 年度以降に整備基本計画や重要文化財建造物の保存活用計画を策定し、以降、整備事業等に着手する。

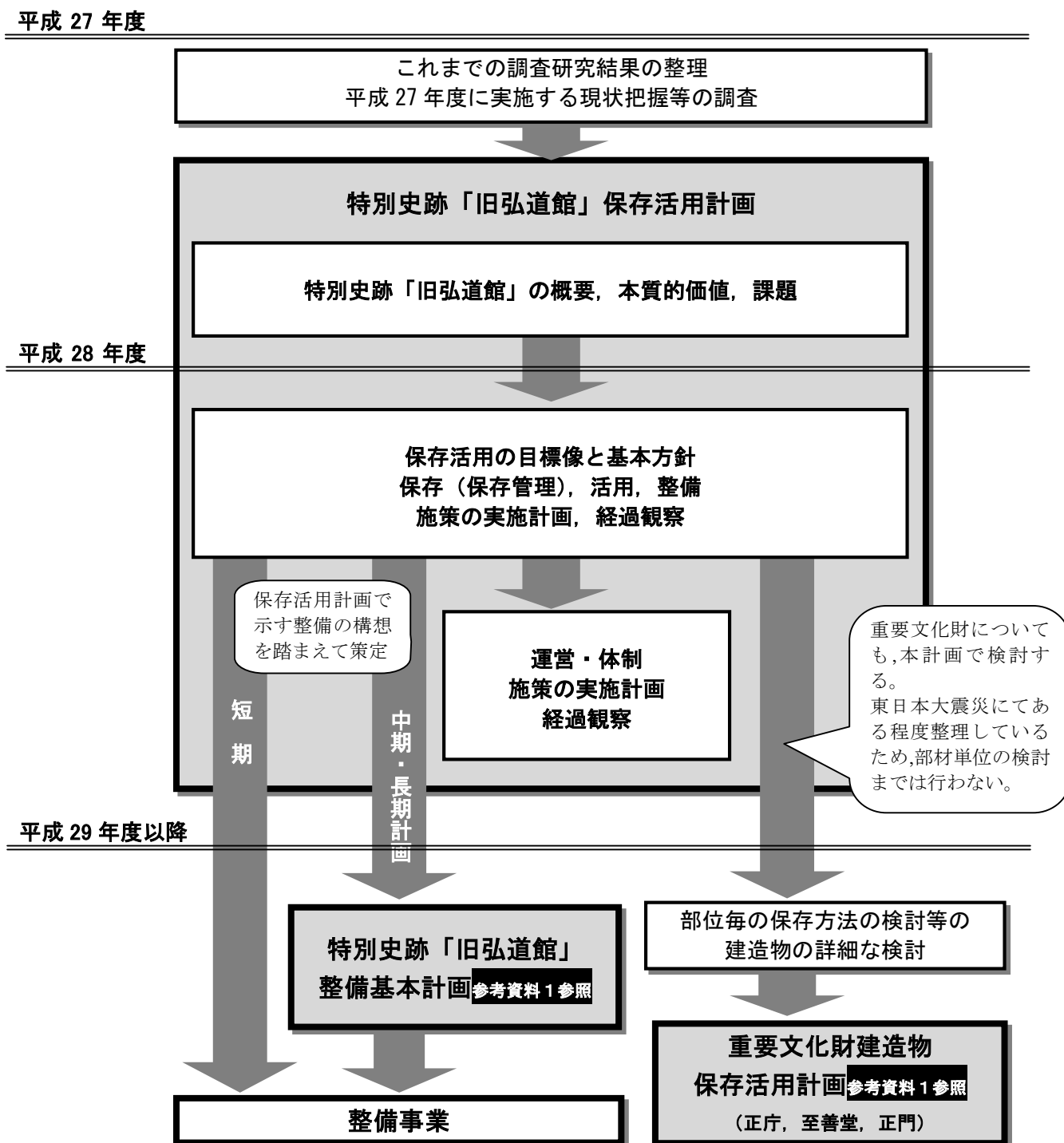


図 1-1 : 旧弘道館の保存活用の進め方(案)

<「特別史跡の保存活用計画」と「重要文化財建造物の保存活用計画」の関係>

重要文化財建造物（正庁，至善堂，正門）については，特別史跡の保存活用計画の中で，特別史跡の構成要素（本質的価値を構成する諸要素）として整理し，他の要素と同様に，「課題の抽出」や「保存管理の方法」，「活用の方法」の検討対象とし，保存活用の方向性や方法を示す。

重要文化財建造物の保存活用計画は，文化庁より作成要領（**参考資料 1 参照**）が別途示されているため，特別史跡の保存活用計画策定後に，本計画で示した方向性や方法に基づき，部位毎の保存方法の検討等の建造物としての詳細な検討を追加して行い，作成要領に示された構成で別途策定する。

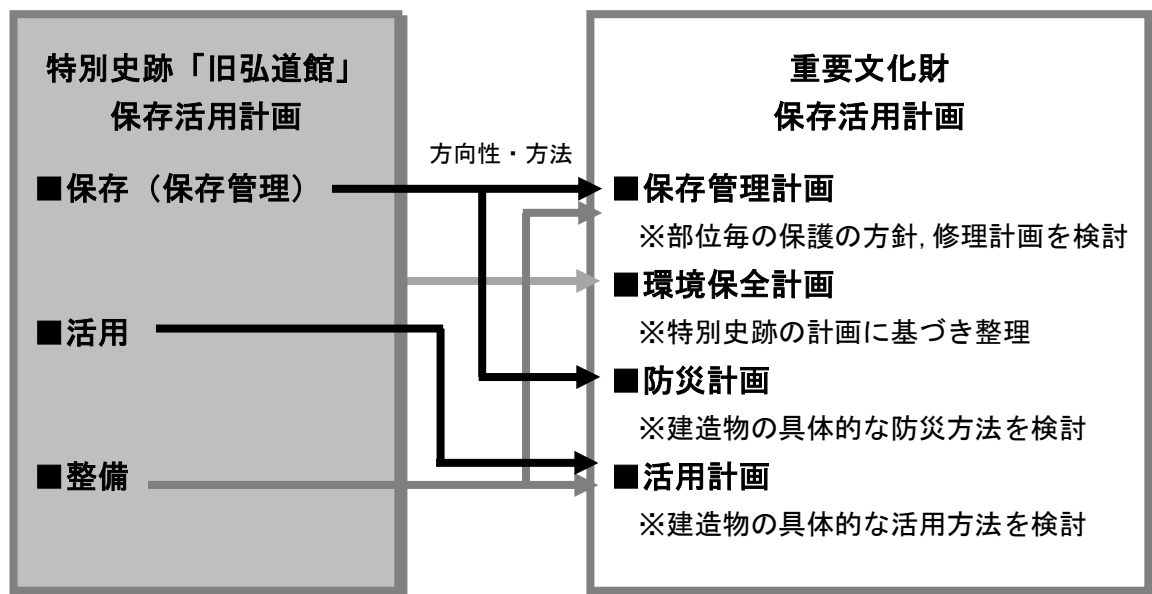


図 1-2 : 「特別史跡の保存活用計画」と「重要文化財建造物の保存活用計画」の関係

(2) 検討の流れ

本保存活用計画は、旧弘道館保存活用計画策定委員会（以下、委員会）での議論を踏まえて、以下に示す流れで検討を行う。

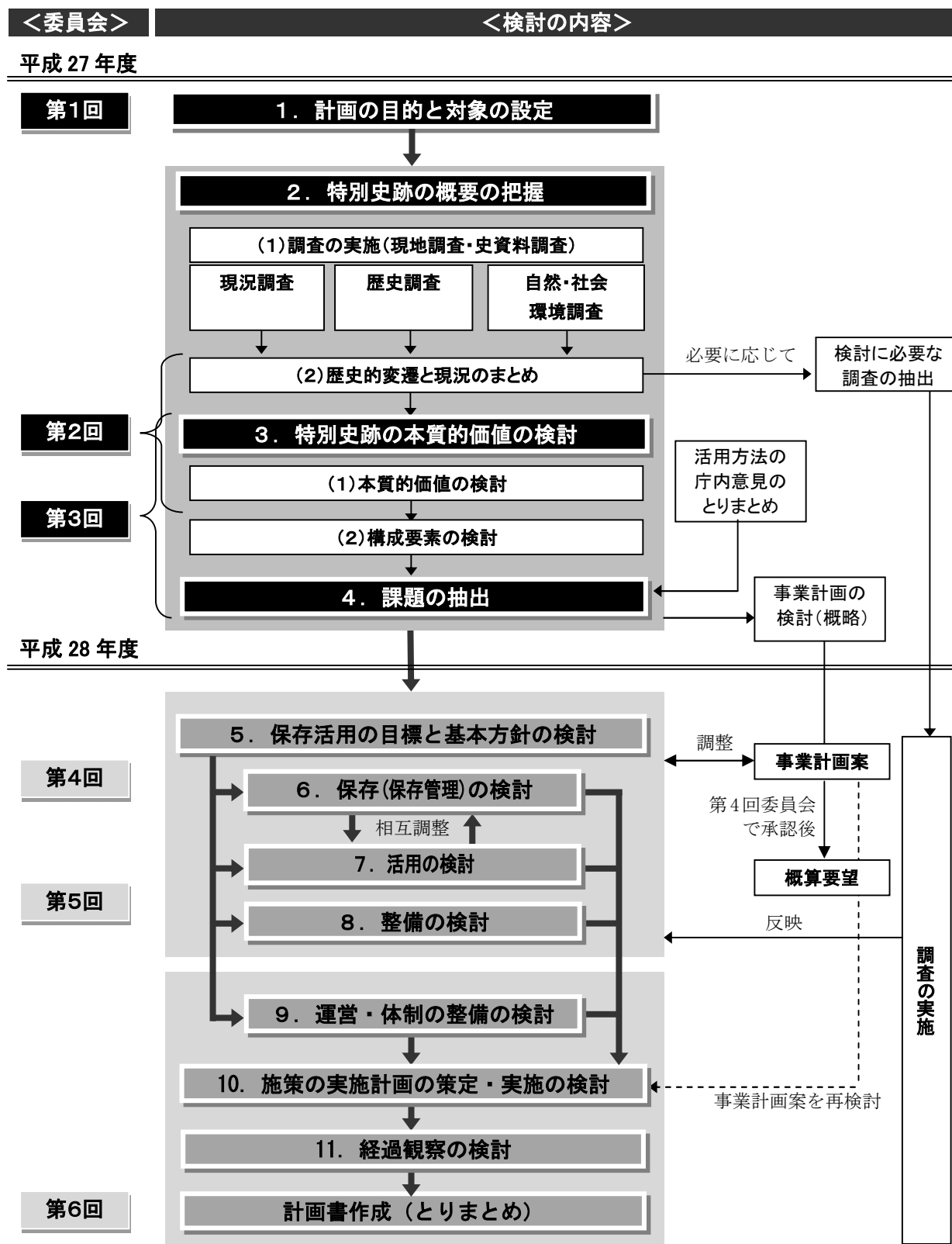


図 1-3 : 2 力年の保存活用計画策定のフローと委員会の開催時期 (案)

(3) 委員会の主な議事と開催時期

委員会は2年の策定期間中に6回の開催を予定している。各委員会の主な議事と開催時期については、以下のように予定している。

表 1-1：委員会の主な議事と開催時期（案）

委員会	主な議事（案）	開催時期（案）	
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ■保存活用計画策定の趣旨について ■保存活用計画策定の進め方について ■特別史跡旧弘道館について 	平成27年度	平成27年 8月27日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ■保存活用計画策定の進め方について ■保存活用計画の位置付けについて ■特別史跡「弘道館」の本質的価値について 		平成27年 11月27日
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ■特別史跡「弘道館」の本質的価値について <ul style="list-style-type: none"> ①本質的価値について（再検討） ②構成要素について ■事業計画（概略）について 		平成28年 2月頃
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ■保存活用の目標像と基本方針について ■保存（保存管理）について ■活用について 	平成28年度	平成28年度に 調整
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ■保存活用の目標像と基本方針について（再検討） ■保存（保存管理）について（再検討） ■活用について（再検討） ■整備について 		
第6回	<ul style="list-style-type: none"> ■運営・体制の整備について ■施策の実施計画の策定・実施について ■経過観察について ■計画のとりまとめについて 		

2 保存活用計画の位置付けについて

1. 上位・関連計画等

特別史跡「旧弘道館」に関わる上位・関連計画としては、以下のものがあげられる。

「旧弘道館」は、茨城県総合計画で、歴史資源と観光資源に位置付けられており、都市公園でもあることから、県の総合計画に加えて、まちづくりの視点（都市計画マスタープラン）、観光の視点（観光振興基本計画）での役割を踏まえた計画の検討が必要となる。

また、水戸市策定のまちづくりや景観に関する諸計画を踏まえるとともに、「旧弘道館」周辺地域の計画とも相互調整を図りながら検討を進める必要がある。

表 2-1：上位・関連計画等

		計画名称	策定・改正年	策定者	計画期間
上位計画	①	茨城県総合計画「いきいきいばらき生活大県プラン」	平成 23 年	茨城県	～平成 27 年度
	②	茨城県都市計画マスタープラン	平成 21 年	茨城県	～平成 37 年度
	③	茨城県観光振興基本計画	平成 23 年	茨城県	～平成 27 年度
関連計画	④	水戸市第 6 次総合計画－みと魁プラン－	平成 26 年	水戸市	～平成 35 年度
	⑤	水戸市都市計画マスタープラン（第 2 次）	平成 27 年	水戸市	～平成 35 年度
	⑥	水戸市景観計画	平成 21 年	水戸市	—
	⑦	水戸市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年	水戸市	～平成 30 年度
	⑧	弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想	平成 26 年	水戸市	

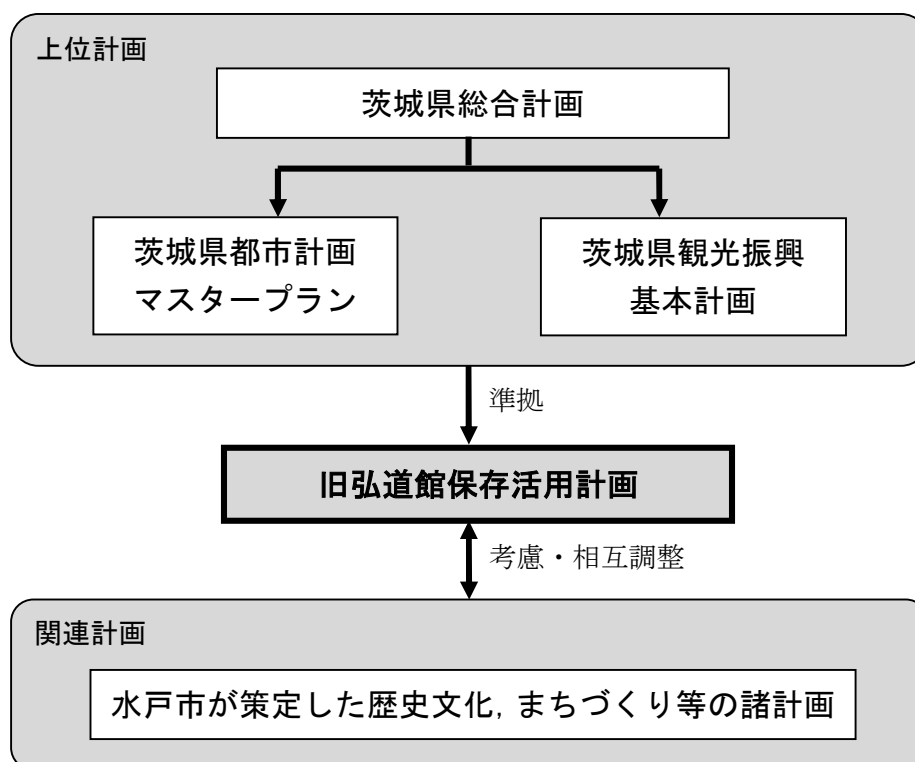


図 2-1：旧弘道館保存活用計画の位置付け

2. 上位・関連計画における「旧弘道館」の位置付け

(1) 総合計画における位置付け

茨城県の県政運営の指針を示した総合計画では、「旧弘道館」は、歴史資源と観光資源として位置付けられており、両側面から以下の役割が求められている。

<歴史資源として求められる役割>

- ・文化財などの情報を広く県民に周知し、保護と活用を促進する。
- ・地域住民がその価値を再認識・共有し、地域資源として活用するための取組を進める。

<観光資源として求められる役割>

- ・偕楽園や弘道館などの歴史的遺産、地域特有の自然や食、芸術・文化、大型商業施設におけるショッピングなど、多様な観光資源を活用し、より周遊・滞在しやすい観光交流空間の形成を図る。

(2) まちづくりにおける位置付け

県土全体の都市づくりの基本方針を示す「茨城県都市計画マスタープラン」では、弘道館などの全国に誇れる歴史・文化資源や地域資産を活用し個性あふれる美しい環境の都市形成を図ることがあげられている。

県の都市計画マスタープランを受けて策定された「水戸市都市計画マスタープラン」では、「弘道館・水戸城跡周辺地区」を「水戸ならではの風格ある歴史的景観の保全・形成を図る」地区として位置付けており、「旧弘道館」は地域の歴史的景観の形成に寄与することが求められている。

<弘道館・水戸城跡周辺地区のまちづくりの方向性>

- ・近世日本の重要な教育資産である弘道館の世界遺産登録に向けた取組を推進しながら、旧水戸城建造物である二の丸角櫓や大手門等の復元に取り組むとともに、歴史を感じられるまちなみや道路景観の整備等を進め、水戸の顔にふさわしい歴史的資源を生かしたまちづくりを推進し、多くの人々をひきつける魅力のある拠点の形成を図る。

(3) 観光資源としての位置付け

茨城県内の観光の振興を図るために策定された「茨城県観光振興基本計画」では、「旧弘道館」は、偕楽園や筑波山とともに県の代表的な歴史・自然資源として位置付けられており、積極的な活用により観光地の魅力向上に寄与することが求められている。

<地域資源を活用した観光地の魅力向上の方向性>

- ・偕楽園、弘道館や筑波山等、本県の代表的な歴史・自然資源における多様なレクリエーションニーズへの対応やガイドの充実を図る。
- ・地域の歴史的、文化的な資源の保全や発掘を行い、観光資源化や観光イベント、街なか観光ルートの開発に向けた市町村や地域団体等の地域の主体的な取組を促進する。

3. 計画策定に配慮すべき「旧弘道館」に関するその他の取組み等

前記の上位・関連計画の他、計画の検討にあたって配慮すべき取組みとして、以下のものがあげられる。

■都市公園としての役割

弘道館公園の都市公園としての位置付けについての上位・関連計画は無いが、「都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である（都市公園法運用指針）」という都市公園の役割についても考慮した計画の検討を進める必要がある。

また、弘道館公園は、避難場所（大規模火災による火災や津波から一時的に身を守る場所。「広域避難場所」と「緊急避難場所」が指定されている）に指定されていないが、隣接する避難所に指定されている施設（三の丸小学校、三の丸市民センター）との連携や周辺住民の災害時の一時的な避難等についても、必要に応じて考慮していく必要がある。

■日本遺産としての取組み

上記の関連計画の他、平成 27 年（2015）4 月に「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」として、足利市（栃木県）、備前市（岡山県）、日田市（大分県）の関連する文化財等と共に日本遺産に認定されたため、今後は、日本遺産としての広域的な取組みも考えていく必要がある。日本遺産に関係した取組みは、平成 27 年 6 月に観光庁がまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」の中でも取り上げられており、「地域創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興」のために、「テーマ別観光に取り組む地域のネットワーク化による新たな旅行需要の掘り起こし」の取組みの一つとして、また、「外国人ビジネス客等の積極的な取組み、質の高い観光交流」のために、「文化資源、歴史的遺産の観光への活用による質の高い観光交流の促進」のために、国内外に戦略的に発信して強化していくことがうたわれており、今後もさらに増加が予想される海外からの来訪者に対する対応、取組みも考えていく必要がある。

■世界遺産登録に向けた取組み

また、平成 19 年（2007）には「旧弘道館」を構成資産に含む「水戸藩の学問・教育遺産群」を世界遺産暫定一覧表記載資産候補として、茨城県と水戸市が共同で文化庁に提案している。審議結果で、暫定リスト記載は見送られたが、「学問・教育」という主題が評価され、現在は足利市（足利学校）・備前市（閑谷学校）・日田市（咸宜園）と水戸市（弘道館・偕楽園）が連携し、引き続き世界文化遺産の登録を目指した取組みを進めている。このような取組みを考慮しつつ、関係者と協議・調整を図りながら計画の検討を進める必要がある。

3 本質的価値について

1. 史跡等の本質的価値の考え方

「本質的価値」については、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年 3 月文化庁文化財部記念物課）において、以下のように整理されている。

- 史跡等の本質的価値とは、「史跡等の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は既に指定説明文において明示されている。
- 下図に示すように、史跡等の本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する部分が含まれている。
指定時に価値評価の対象としなかった付加的な事象・事物の中には、その後の調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論の発展などがあり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じたものも含まれている。
付加的な事象・事物には、保存の対象とすべきもののみならず、活用することにより付加されてきた多様なものも含まれている。
- 史跡等の構成要素には、①本質的価値を表す諸要素と②その他の諸要素がある。
 - ① 本質的価値を表す諸要素とは、指定説明文に明示されている諸要素、又は指定説明文から読み込むことの可能な諸要素である。
 - ② その他の諸要素とは、指定説明文からは読み込みにくい諸要素又は指定後に付加された諸要素であり、本質的価値と緊密な関係を持っている。これらの諸要素の中には、本質的価値の補完に好影響を及ぼすものと改善・除却すべきものの双方がある。特に前者の中には、時間の経過とともに価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行するものもある。

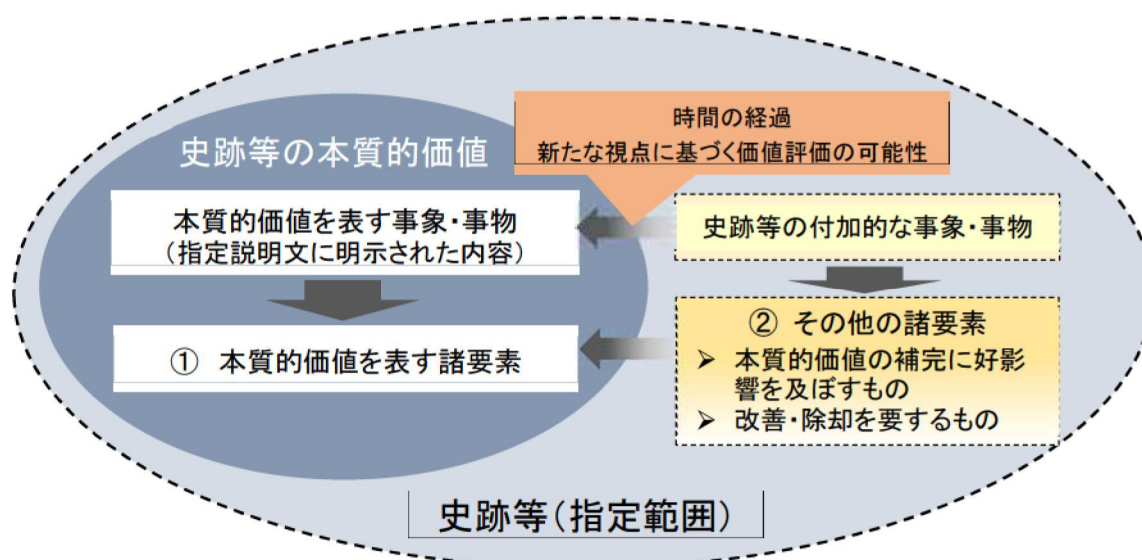


図 3-1：史跡等の本質的価値を表す事象・事物と付加的な事象・事物との関係

出典)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年 3 月文化庁文化財部記念物課） P 27

※構成要素の整理については、本委員会の検討結果に基づき、次回の第 3 回委員会で議論する。

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』の内容を踏まえて、旧弘道館の本質的価値を以下のように検討する。

<本質的価値の前提> ※指定説明文に明示された内容

■特別史跡『旧弘道館』の指定説明文（昭和27年（1952）指定）**参考資料3（P1）参照**

「著名な藩学としてまた江戸時代に盛行しその文運に貢献するところの多かった
藩学の代表的なものとして学術上の価値が極めて高い。」

<新たな視点に基づく価値評価の可能性> ※近年の調査研究の成果

■「旧弘道館」の特徴の整理

近年の調査研究の成果として、世界遺産登録に向けた取組みの中で進められた調査研究※
等や現況に基づく特徴の整理

※『近世日本の学問・教育と水戸藩・Ⅱ・Ⅲ』（水戸市教育委員会）

参考資料3（P6～）参照

<本質的価値>

「旧弘道館」の本質的価値（素案）の検討

2. 弘道館の特徴

①国内最大級の近世の教育施設

・弘道館は、天保12年（1841）に仮開館し、安政4年（1857）5月9日に本開館した藩校であり、開館時期は全国の諸藩のなかではかなり遅い方であるが、その規模は、軍事に重点がおかれつつあった幕末を反映して操練場、砲術場や馬場など武芸施設を充実させたことにより国内最大級の藩校敷地であった。

②「弘道館記」に記された建学精神

・藩校弘道館の建学精神は、設立前に徳川斉昭の名で公表した「弘道館記」に示されている。それには、神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つが重要綱目として立てられ、現実の社会生活や政治に有用な学問と武芸の修得を基本とすべきことが明示されており、こうした徳川斉昭の意志と個性が強く反映された。

③建学精神に基づく教育の展開

・弘道館では、学問・事業一致の理念に基づき、藩の重職らが学館運営を統轄し、教授も藩士が職務を兼ねることになっていた。また、文武課業法を導入して藩士子弟の一層の業前向上を図ろうとし、藩学出席強制日数を設定し、それに試験や賞罰規定を加え、継続的に資質向上を図るシステムになっていた。

④建学精神に基づく敷地構成

・弘道館の敷地は、土塁や堀によって6区画に分割することができ、学校御殿を挟んで文館と武館の並ぶ配置は、文武一致の、また敷地中央の聖廟区は神儒一致の、それぞれ創設者徳川斉昭が掲げた建学精神を示していると考えられ、「弘道館記」の精神を校舎の配置の上にも表現しようとしたことがうかがえる。

⑤他の藩校に与えた影響

・天保から安政にかけて全国に広まった水戸の学問の影響により、他藩から多くの水戸遊学者が訪れた。そして、弘道館の独特の教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。また、水戸藩で編纂された書物は、全国の藩校で教科書として用いられており、水戸藩の教育は全国の諸藩の教育にも影響を与えていた。

⑥借楽園と一体となった六芸実践の場

・弘道館の仮開設の1年後、天保13年（1842）に開園した借楽園は、「一張一弛」の考え方を中心におき、弘道館での「一張」と借楽園での「一弛」は不即不離の関係にあった。弘道館は、修行の暇に休養する施設である借楽園と一体となり六芸（礼・楽〔音楽〕・射〔弓術〕・御〔馬術〕・書・数）の実践の場として関連性が高い施設である。

⑦藩政争の舞台

・弘道館の開館以降、水戸藩内の政治上の対立が激化して、弘道館内にもその対立が持ち込まれ、明治元年（1868）10月、幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いが行われた。この戦いで構内に立ち並ぶ文館、武館、医学館、天文台、寄宿寮など施設の大半が焼失し。正門の柱には、弘道館の戦いで受けた弾痕が現在でも確認できる。

⑧茨城県の政治・行政の中心地

- ・弘道館は、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って翌5年1月29日に学校御殿に茨城県庁が置かれた後、8月3日に「学制」発布で弘道館が廃止され、12月8日に閉鎖された。以降、県庁舎が現在の笠原町へ移転される平成11年（1999）までの約130年間、旧弘道館の敷地は茨城県の政治・行政の中心地となった。

⑨弘道館に関する多くの史資料や調査・研究

- ・「弘道館全図」をはじめとする近世の古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した『水戸弘道館雑誌』、『水戸弘道館大観』などの文献等、藩校当時の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・弘道館は、明治・大正時代から多くの人々の調査・研究対象となり、郷土史関係だけでなく、水戸藩全体も含めた近世の学問や教育をテーマとした数多くの研究成果がまとめられ、現在も人々の研究対象となっている。また、近年においても、文化財としての価値を保存・活用していくための調査が実施されている。

⑩史跡・都市公園としての保存と活用

- ・弘道館の跡地は、大正11年（1922）に史跡指定を受けた後、昭和20年（1945）の水戸空襲により八卦堂・孔子廟・鹿島神社が焼失したものの、昭和32年には茨城県都市公園条例により都市公園に指定された。そして、昭和27年（1952）に「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた。
- ・特別史跡指定地内には、水戸空襲による焼失を免れた正庁、至善堂、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所が現在でも残っている。また、指定地周辺には、西側に創建時の弘道館の領域を示す濠や土塁が残るほか、茨城県の政治・行政の中心地であった当時の建造物である三の丸庁舎（旧県庁舎）などがそれぞれの時代の物証として残っている。
- ・平成23年の東日本大震災により、特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けたが、復旧工事が行われ、平成26年（2014）3月に全面復旧した。そして、平成27年（2015）には、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、足利市、備前市、日田市や水戸市内の教育遺産とともに日本遺産に認定された。
- ・現在、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は、正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施しているほか、八卦堂・孔子廟の特別公開や、市民団体による「弘道館 親と子の論語塾」等の定期的なイベントを実施し、水戸市民をはじめ多くの人々に利用されている。

3. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値（素案）

「旧弘道館」の藩校創建後から現在までの土地利用や機能の変遷を踏まえると、大きく以下のような時代に区分することができ、各時代にはそれぞれの価値を有していると評価できる（表3-1）。

時代	各時代の価値
藩校の時代（江戸後期～明治時代）	我が国の代表的な藩校としての価値等
行政・教育・公園施設の時代（明治～大正時代）	茨城県の行政の中心地としての価値等
史跡・都市公園（歴史公園）の時代（大正時代～現在）	文化財・地域の公園としての価値等

特別史跡の指定説明文には、「旧弘道館」は創建当時の建造物や石碑が遺存し、遺構からも当時の姿を窺い知ることができる点と、弘道館の建学精神や教育内容が江戸時代の学問の発展に貢献をした点を示し、「学術上の価値が極めて高い」史跡としており、藩校の時代を評価して文化財に指定しているといえる。

この指定説明文と前項で整理した弘道館の特徴を踏まえ、特別史跡「旧弘道館」の本質的価値（素案）を右のように提案する。

<本質的価値（素案）>

弘道館の建学精神や、それに基づく教育内容は、江戸時代の全国の藩校に影響を与え、我が国の学問・教育の発展に貢献しており、近世の教育施設である藩校の代表的な例である。

- ・弘道館は、全国の諸藩のなかではかなり時代の開設であるが、水戸藩の学問や他藩の教育体制の成果を吸収し、発展させ、藩校敷地の規模は国内最大級であった。
- ・「弘道館記」に示された創建者徳川斉昭の建学精神は、教育だけでなく、学校運営や敷地構成にも反映されており、その独特の建学精神や教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。

「旧弘道館」には、創建当時の建造物や石碑等が遺存しており、遺構や史資料からも江戸時代当時に国内最大規模を誇った藩校の姿を窺い知ることができる。

- ・弘道館の中心的存在であった学校御殿（正庁・至善堂）等の建造物や弘道館の建学精神を記した弘道館記碑等の石碑が遺存しており、創建当時の景観を窺い知ることができる。
- ・文武一致の中心であった学校御殿の区画や、神儒一致を示す聖廟区等の土地利用や区画形態が残っており、創建当時の建学精神を反映した敷地構成を窺い知ることができる。
- ・「弘道館全図」をはじめとする近世の古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した文献等、藩校当時の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・指定地周辺には、創建時の弘道館の領域を示す濠や土塁が残っており、江戸時代当時に国内最大であった弘道館の敷地規模を窺い知ることができる。

表 3-1：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値評価

時代区分	江戸				明治	大正	昭和				平成			
	藩校の時代 (江戸後期～明治)				行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)		史跡・都市公園（歴史公園）の時代 (大正～現在)							
評価	我が国の代表的な藩校としての価値				（我が国の代表的な藩校の物証としての価値） →		●評価（史跡指定）	●評価（特別史跡指定）	●評価（重要文化財指定）					
	茨城県の行政の中心地としての価値						→				（物証としての価値） →			
歴史的変遷	▲ 天保 9 (1838) 弘道館記の公表				▲ 天保 12 (1841) 仮開館	▲ 安政 4 (1857) 本開館	▲ 明治元 (1868) 弘道館の戦い	▲ 明治 5 (1875) 弘道館閉鎖・県庁開設	▲ 大正 11 (1922) 史跡指定	▲ 昭和 20 (1945) 水戸空襲	▲ 昭和 27 (1875) 特別史跡指定	▲ 昭和 32 (1957) 都市公園指定	▲ 昭和 39 (1964) 重要文化財指定	▲ 平成 11 (1999) 県庁が三の丸から笠原町に移転
	現存施設 (=特別史跡を構成する要素)	弘道館創建時から残る施設等 ●建造物(正庁, 至善堂, 正門, 孔子廟表門, 学生警鐘, 番所) ●土塁・地下遺構 ●石碑類(弘道館記碑, 種梅記碑等) ●樹木(椎の木, 神木鈴梅)等						特別史跡指定前の施設等 ●公園施設 (テニスコート等)		特別史跡指定後の施設等 ●復元建造物(八卦堂, 通用門, 国老詰所, 孔子廟本殿等) ●公園施設(管理事務所, 倉庫, 公衆便所, 駐車場等) ●鹿島神社に関連する施設				

※表下段の現存施設については、本委員会の本質的価値の検討結果を受けて、次回（第3回）委員会で、特別史跡の構成要素として特定し、本質的価値との関係で分類する。

参考 1 : 全国の国指定又は国登録の文化財に指定・登録されている藩校等

弘道館の比較資料として、全国の藩校等の遺構で国の文化財に指定・登録されているものを以下に整理する。

弘道館と同様に、特別史跡に指定されているものとして、閑谷学校（郷校）がある。

特別史跡及び史跡指定地内で重要文化財指定されている建造物があるものとして、閑谷学校と東原庠舎（いずれも郷校。閑谷学校の講堂は国宝に指定）がある。

表参-1-1 : 全国の藩校跡の指定状況（国指定・国登録）

所在地		藩名	藩校名	土地			建造物				備考
都道府県名	市町村			指定名	指定内容	指定年	指定名	主な指定対象	指定・登録内容	指定・登録年	
山形県	鶴岡市	鶴岡藩	致道館	旧致道館	史跡	昭和 26 年 (1951)	—	—	—	—	昭和 45 年(1970)追加指定
茨城県	水戸市	水戸藩	弘道館	旧弘道館	特別史跡	昭和 27 年 (1952)	旧弘道館	正庁, 至善堂, 正門	重要文化財	昭和 39 年 (1964)	大正 11 年(1922)史跡指定
長野県	長野市	松代藩	文武学校	旧文武学校	史跡	昭和 28 年 (1953)	—	—	—	—	昭和 62 年(1987)追加指定
三重県	伊賀市	津藩	崇広堂	旧崇広堂	史跡	昭和 5 年 (1930)	—	—	—	—	平成 6 年(1994)追加指定
岡山県	岡山市	岡山藩	岡山藩学校	旧岡山藩藩学	史跡	大正 11 年 (1922)	—	—	—	—	
広島県	福山市	福山藩	誠之館	—	—	—	福山誠之館高等 学校記念館	記念館(式台玄関部 が藩校当時のもの)	登録有形文化財 (建造物)	平成 13 年 (2001)	
山口県	萩市	萩藩	明倫館	旧萩藩校明倫館	史跡	昭和 4 年 (1929)	—	—	—	—	平成 15 年(2003)追加指定

表参-1-2 : 全国の郷校等の指定状況（国指定）

所在地		藩名	藩校名	土地			建造物				備考
都道府県名	市町村			指定名	指定内容	指定年	指定名	主な指定対象	指定・登録内容	指定・登録年	
宮城県	大崎市	岩出山藩	有備館	旧有備館	史跡及び名勝	昭和 8 年 (1933)	—	—	—	—	昭和 8 年(1933)史跡及び名勝指定 昭和 47 年(1972)追加指定 ※郷校
栃木県	足利市	足利藩	足利学校	足利学校跡(聖廟及 び附属建物を含む)	史跡	大正 10 年 (1921)	—	—	—	—	※明治元年(1868)に藩学の求道 館を併合
岡山県	備前市	岡山藩	閑谷学校	旧閑谷学校 附 椿 山・石門・津田永忠宅 跡及び黄葉亭	特別史跡	昭和 29 年 (1954)	旧閑谷学校	講堂	国宝	昭和 28 年 (1953)	大正 11 年(1922)史跡指定 ※郷校
								聖廟, 石堀他	重要文化財	昭和 13 年 (1938)	
佐賀県	多久市	佐賀藩	東原庠舎	多久聖廟	史跡	大正 10 年 (1921)	多久聖廟	多久聖廟(孔子廟)	重要文化財	昭和 8 年(1933)	※郷校

※藩校跡（または郷校跡）として指定されたもののみを整理。城跡として指定された土地内に藩校跡が含まれるものは除く。（例：国指定史跡高遠城跡内の高遠藩進徳館〔長野県伊那市〕など）

※指定された藩校は、『近世藩制藩校大事典』（大石学編 平成 18 年〔2006〕吉川弘文館発行）の掲載内容を参考に抽出し、藩名、藩校名も同文献の掲載名を使用した（一部同書に無いものについては別資料の名称を使用）。

※郷校については、著名なもののみ記載した。

※指定名等については、国指定文化財等データベースの掲載内容を使用した。

参考2：藩校当時の建造物が残る藩校等

弘道館の比較資料として、全国の藩校等の遺構で藩校当時の建造物が残る藩校等を以下に整理する。
特に、松代藩の文武学校は、創建期の施設をほとんど当初の位置に残していることで知られている。

表参-2-1：当時の建造物が残る全国の藩校の建造物

所在地		藩名	藩校名	当時から残る建造物	建造物の指定内容	備考
都道府県	市町村					
宮城県	仙台市	仙台藩	養賢堂	正門	仙台市指定有形文化財	移築(泰心院)
山形県	鶴岡市	鶴岡藩	致道館	表御門 聖廟 講堂 御入之間 西御門 東御門	未指定(史跡内)	国指定史跡 ※発掘調査に基づいて、養老堂、職員室、終日詰学習室、食堂、台所、諸役人詰所などの跡を平面表示している。
	米沢市	米沢藩	興讓館	聖殿(聖堂)	未指定	移築(法泉寺)
福島県	三春町	三春藩	講所(明德堂)	表門	三春町指定有形文化財	移築(町立三春小学校)
茨城県	土浦市	土浦藩	郁文館	正門	土浦市指定文化財(建造物)	移築(市立土浦第一中学校)
	水戸市	水戸藩	弘道館	正庁 至善堂 正門 孔子廟表門 学生警鐘 番所	国指定重要文化財指定 国指定重要文化財指定 国指定重要文化財指定	国指定特別史跡
埼玉県	さいたま市	岩槻藩	遷喬館	講堂	未指定(史跡内)	埼玉県指定史跡
福井県	小浜市	小浜藩	順造館	正門	小浜市指定有形文化財(歴史資料)	移築(福井県立若狭高校)
	勝山市	勝山藩	成器堂	講堂 表門 土蔵 演武寮	勝山市指定有形文化財(建造物) 勝山市指定有形文化財(建造物) 勝山市指定有形文化財(建造物) 勝山市指定有形文化財(建造物)	移築(神命神社) 移築(今井家表門) 移築(今井家土蔵) 移築(勝山市内の道場)
長野県	伊那市	高遠藩	進徳館	教場棟 生徒控所・寄宿寮棟 表門	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内)	国指定史跡 ※高遠城跡
	長野市	松代藩	文武学校	校門 文学所・御役所 東序・西序 剣術所 柔術所 弓術所 槍術所 文庫蔵	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内)	国指定史跡 ※創建期の施設をほとんど、当初の位置に残す。
岐阜県	恵那市	岩村藩	知新館	正門	未指定(史跡内)	岐阜県指定史跡 移築(岩村歴史資料館)
	名古屋市	尾張藩	明倫堂	聖堂	岐阜県指定有形文化財	移築(永照寺)
三重県	伊賀市	津藩	崇広堂	講堂 玄関棟 小玄関 東控所 北控所 書物蔵 有恒寮 表門 御成門	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内)	国指定史跡 ※表門は明治期の形態に復元されている。
滋賀県	彦根市	彦根藩	弘道館	講堂	彦根市指定文化財(建造物)	移築(金亀会館)
京都府	舞鶴市	田辺藩	明倫館	正門	未指定	
兵庫県	姫路市	林田藩	敬業館	講堂	姫路市指定有形文化財(建造物)	
鳥取県	鳥取市	鳥取藩	尚徳館	文武両社	鳥取市指定文化財(保護文化財)	移築(東井神社)

表参-2-1 (つづき)

所在地		藩名	藩校名	藩校当時から残る建造物	建造物の指定内容	備考
都道府県	市町村					
島根県	津和野町	津和野藩	養老館	御書物庫 剣術所・槍術所 正門	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定	島根県指定史跡
岡山県		津山藩	修道館	表門 漢学教場	津山市指定重要文化財(建造物) 未指定(史跡内)	移築(大隅神社) 移築(国指定史跡津山城跡内)
広島県	福山藩	福山藩	誠之館	文場式台玄関	国登録有形文化財	移築(県立福山誠之館高校)
山口県	萩市	萩藩	明倫館	水練池 槍剣術場(有備館) 南門 観徳門 聖賢堂(東塾・西塾) 聖廟 万歳橋	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 萩市指定有形文化財(建造物) 萩市指定有形文化財(建造物) 萩市指定有形文化財(建造物) 萩市指定有形文化財(建造物) 萩市指定有形文化財(建造物)	国指定史跡 移築(海潮寺) 移築(志都岐路神社)
愛媛県	松山市	松山藩	明教館	講堂	愛媛県指定有形文化財	移築(県立松山東高校)
高知県	高知市	高知藩	致道館	表門	未指定	
	高知市	高知藩	開成館	表門	高知県指定有形文化財(建造物)	移築(県立高知小津高校)
福岡県	みやこ町	豊津藩	育徳館	正門	未指定	移築(県立育徳館高校)
佐賀県	唐津市	唐津藩	経誼館→志道館	中門	唐津市指定重要文化財	移築
長崎県	大村市	大村藩	五教館	御成門	未指定(史跡内)	長崎県指定史跡
	対馬市	対馬藩	日新館	門	長崎県指定有形文化財	解体保存後、復元
大分県	竹田市	岡藩	由学館	表門	竹田市指定有形文化財	移築(西宮神社水屋)
	杵築市	杵築藩	学習館	藩主御成門	未指定(史跡内)	杵築市指定史跡
	日出町	日出藩	致道館	講堂 表門(薬医門)	未指定(史跡内) 未指定(史跡内)	大分県指定史跡 移築
宮崎県	日南市	飨肥藩	振徳堂	本堂 表門	日南市指定文化財(建造物) 日南市指定文化財(建造物)	
	高鍋町	高鍋藩	明倫堂	書庫	未指定	移築(町立高鍋図書館)

表参-2-2：当時の建造物が残る全国の郷校等の建造物

所在地		藩名	郷校等名	当時から残る建造物	建造物の指定内容	備考
都道府県	市町村					
宮城県	大崎市	岩出山藩	有備館※郷校	書院造型講堂	未指定(史跡名勝内)	国指定史跡名勝
栃木県	足利市	足利藩	足利学校	大成殿 学校門 入徳門	未指定(史跡内) 未指定(史跡内) 未指定(史跡内)	国指定史跡 ※明治元年(1868)に藩学の求道館を併合
岡山県	備前市	岡山藩	閑谷学校 ※郷校	講堂 閑谷神社 聖廟 小斎 習芸斎 文庫 飲室 校門 公門 飲室門 泮池 石堀 黄葉亭	国宝指定 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 未指定(特別史跡内)	国指定特別史跡 ※建造物は閑谷学校HPの史跡各所案内による
佐賀県	多久市	佐賀藩	東原庵舎 ※郷校	多久聖廟	国指定重要文化財	国指定史跡

※『日本の美術 No538 近世の学校建築』(平成23年[2011]至文堂編集)の掲載内容を参考に抽出し、郷校等についても、著名なものは記載した。
※備考欄の「移築」は、他所に移築されたものの場合に記載し移築先を()に記載した。なお、藩校敷地内に移築されたものや、他所に移築後に再度戻されたものについては特記していない。
※郷校については、著名なもののみ記載した。